

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 意見の募集期間 平成30年7月9日（月）から平成30年8月8日（水）まで

2 意見の件数 2人 22件

3 意見の内容と県の考え方

(1)「第3章 5 方向性③【12 喫煙】」に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案」第3条における基本理念として、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという認識」は公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識であり、県議会への指摘をお願いします。	この度の健康増進法の一部改正の目的は、望まない受動喫煙の防止を図ることにあり、喫煙自体の禁止を目指したのではないと考えています。 なお、いただいた御意見は、山口県議会にもお伝えしています。
2	「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案」第6条、7条における、事業者や施設等管理者の役割は、「県等が実施する動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めること。」との努力義務ではなく、改正健康増進法の成立に伴い定められた責務の義務を明記すべきである。 また、東京都受動喫煙防止条例のように、「従業員を雇っている飲食店については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」ことで、利用客も、全ての従業員も、受動喫煙の危害から健康を守ることが出来るのではないか。	いただいた御意見は、山口県議会にもお伝えしています。
3	上記No.2の意見を踏まえ、事業者や施設等管理者の責務の義務づけを実施するに当たり、改正健康増進法の完全施行の2020年までには、例えば禁煙飲食店の目標を30%にするなどを掲げてはどうか。	
4	県の責務として、山口県独自の受動喫煙防止条例を策定し、都条例と同等あるいはそれ以上の条例内容で、他の道府県・市のモデルとなるよう期待する。	
5	山口県による条例制定や取り組みに当たり、県議会の条例案第10条(市町や事業者等に対する支援)に関連して、飲食店の数の多さや、身近な健康危害の防止の観点から、市町が小まめに、積極的に実態を把握し、改善指導できる関与と連携協力の仕組み態勢・設計(権限委任・移管など)が必要ではないか。	
6	東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の内容を、山口県の制定する条例に盛り込むことが望まれる。	いただいた御意見は、今後、国の政省令等も踏まえながら県として取組を検討する中で参考にさせていただきます。
7	路上禁煙について、都市内全域への拡大、特に繁華街・アーケード商店街を優先に、またコンビニなどの店外灰皿の禁止も含め、徹底をお願いします。	
8	県内市町での、遊泳場・屋外スポーツ施設・公園&遊園内などでも、受動喫煙の危害のないよう、禁煙措置の徹底、あるいは条例への盛り込みをお願いします。	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	歯周病や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あり、これらも強調した施策・啓発が重要ではないか。	これまでも、喫煙の危険性や受動喫煙防止の重要性について積極的に情報発信しているところです。 いただいた御意見は、今後、国の政省令等も踏まえながら県として取組を検討する中で参考にさせていただきます。
10	医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因や重症化の要因になっていることに多くのエビデンスがある。 しかし、治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっており、抜本的な対処・対策をお願いします。	いただいた御意見は、今後、国の政省令等も踏まえながら県として取組を検討する中で参考にさせていただきます。
11	加熱式タバコについても、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、条例の規制に含めるようお願いする。	

(2) 表記等に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。	市町や関係団体等への状況照会を踏まえ、学識経験者や関係団体、関係機関等で構成する健康やまちづくり推進協議会での検討を経て作成しています。
13	年次把握がし易いように、年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると、西暦のみ表記に統一すべきではないか。	策定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組については元号・西暦を併記し、今後の取組については西暦のみの記載を基本としました。
14	本文中の一部の語句解説は有難いが、他にも馴染みの無い用語が多数見受けられる。 解説語句の精査と、他パブリック・コメント(県民意見募集)資料への対応拡大をお願いします。	巻末に「用語解説」を掲げ、専門的な用語等に関する分かりやすい説明を加えました。

(3) その他（パブリック・コメントの実施方法等について）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討いただきたい。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。
16	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。	意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。</p>	
18	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。具体的案件はメ切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、7月15日付けの山口新聞への新聞広告掲出により、広報に努めました。</p>
19	<p>山口新聞7/15に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント14件の記述があったが、1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施をお願いする。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
20	<p>パブリック・コメントの期間が1ヶ月の期間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。</p>	
21	<p>これまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。</p>	
22	<p>パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところ です。</p>